

市第62号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項中「1.08」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、1.1）」を加え、同条第 3 項中「1.08」の次に「（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）」を加える。

第55条第 2 項第 2 号及び第 3 項中「の 8 パーセントに相当する」を「に 0.08（軽減対象資産以外のものにあつては、0.1）を乗じて得た」に改める。

第56条第 1 項中「に定率」を「から消費税額及び地方消費税額を除いた額に定率を乗じ、更に 1.1」に改める。

第59条第 1 項中「その 8 パーセントに相当する額を加えた額とする」を「1.08（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）を乗じて得た額をいう」に改める。

第68条第 1 項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市中央卸売市場業務条例第68条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市中央卸売市場の使用料等について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（卸売予定数量等の報告）

第52条 （第1項省略）

- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格（せり売、入札又は相対による取引に係る価格に1.08 （所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、1.1））を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（第1号から第4号まで省略）

- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対による取引に係る金額に1.08 （軽減対象資産以外のものにあつては、1.1））を乗じて得た金額をいう。第56条第1項において同じ。）を市長に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第55条 （第1項省略）

- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 前号に規定する単価に数量を乗じて得た額及びその額 $\frac{0.08}{8}$ パ

(軽減対象資産以外のものにあつては、0.1) を乗じて得た額
ーセントに相当する
並びにこれらの合計額

(第3号から第5号まで省略)

- 3 食肉部の卸売業者は、第41条の規定による委託を受けた場合において、家畜を解体し、枝肉又は部分肉として卸売をしたときは、第1項の規定による売買仕切書に、枝肉又は部分肉のほか、原皮、内臓その他の副産物の単価に数量を乗じて得た額及びその額 に0.08 (軽減対象資産以外のものにあつては、0.1) を乗じて得た額並びにこれらの額の合計額を記載しなければならない。

(委託手数料等の額)

第56条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額 (卸売金額 から消費税額及
に定率
び地方消費税額を除いた額に定率を乗じ、更に1.1 を乗じて得た額をいう。以下同じ。) を定めるときは、第4項の規定により当該委託手数料の額を適用する日の属する年の前年の12月31日までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(第2項から第6項まで省略)

(買受代金の即時支払義務)

第59条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に (卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金 (買い受けた額 に1.08 (軽減対象資産以外のものにあつては、1.1) を乗じて得たその8パーセントに相当する額を加えた額とする

額をいう。)を支払わなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(使用料等)

第68条 市場の使用料は、別表第2の金額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。

(第2項から第4項まで省略)

